

提出された議案を  
くわしく審査!

# 常任委員会報告

## 「山榎窩」入場料を徴収

もっと知りたい  
ちっごの課題



### 建設経済委員会

委員会では条例制定2件、補正予算1件、市道路線の廃止および認定について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### 新規就農者への補助金の状況は

農林水産業費の補正については、農業次世代人材投資事業費補助金の減額補正。この補助金は新規就農者に対して前年所得が350万円未満の場合、単身就農者で最大150万円、夫婦での就農で最大225万円が最長5年間交付される制度。  
**問** 前年所得が350万円を超えて支給停止となった経営体は。  
**答** 16経営体のうち、夫

婦での経営体が2、個人が1、認定農業者に移行したものが1経営体である。

#### 道路工事は遅れ気味

道路橋りょう費の道路新設改良事業は、入札が不調となり再入札後に契約締結したが、コンクリート製品の生産が間に合わず、年度内の工事完成が困難となったため、次年度へ繰越計上するもの。

#### 老朽化した市営住宅の今後を再検討中

市営住宅維持管理事業は「筑後市営住宅長寿命化策定業務」の契約期間を延長するもの。  
**問** 老朽化した市営住宅



老朽化した紅葉団地

はどこか。また今後の方針は。  
**答** 紅葉団地、高銭野団地である。庁内検討委員会では、建替への必要戸数を検討していたが、借上げや家賃補助を含めた再検討をするため延長した。平成30年度中には、どこに何戸建設するかを決めたいが、建設時期は未定である。

### 総務文教委員会

委員会では、条例制定(定款変更含む)11件、補正予算1件について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### 「スマイル」条例明記へ

筑後市教育研究所設置条例の一部改正は、同所で実施している教育相談業務と教育支援教室「スマイル」(※)の業務を条例に明記するもの。  
**問** 相談業務の対象者は、また、教育委員会との連携は。  
**答** 対象者は限定していないが、児童の保護者、引きこもりの成人の関係者からの相談がある。教育研究所長は、毎月

の校長会に出席するなど教育委員会と連携した活動を行っている。  
**問** 「スマイル」への通級人数と学校へ復帰した人数は。  
**答** 平成28年度は11人が通級し、うち5人が復帰した。

#### 入場料を徴収「山榎窩」

山榎窩歴史交流施設条例制定は、山榎窩と隣接地に整備した歴史交流館を、観光や地域活性化の資源として活用していくため、両施設の一体的な管理運営方法を定めるもの。  
**問** 入場料徴収については、どのような議論があったのか。  
**答** 市では、行財政健全化の観点から、公共施設の使用料見直しや新設を検討している。中途からの有料化が難しいことから、スタート時点からの制度化を考えた。

### 厚生委員会

委員会では、条例制定5件、補正予算2件について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### 資産割を廃止

国民健康保険条例の一部改正は、資産割を廃止し、所得割額と後期高齢者支援金等課税額の世帯



後期高齢者医療にも住所地特例を適用

帯平等割額を改正するもの。  
**問** 後期高齢者の医療費は、全体で支援するということだが、支援金の考え方は。また県が示した納付金(課税総額)の従来との比較は。  
**答** 納付金で前年度比約600万円の増額になる。支援分を引き上げたのは、不足分を所得割で補おうとすれば0.1%の増が必要となり、医療分と合わせると中間層は年額2万数千円上がるので厳しいと判断。  
平等割はすべての世帯

#### 住所地特例を適用

後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、住所地特例の適用に伴い、保険料を徴収すべき被保険者について改正するもの。  
**問** 施設が多くある都道府県の持ち出しが増えることを防ぐための改正か。  
**答** そうである。対象の施設が多くある都道府県に医療費が集中するため、住民票を施設に移しても前住所地で医療費を支払うこととしている。

**問** 住所地特例の範囲は。  
**答** 国保は自治体単位、後期は県単位となる。後期高齢者の県内移動については変わらない。

金額については、負担感のない額として50円と設定した。今後1~2年の実績を見た上で、改めて判断したい。  
**問** 有料化するほどの歴史的価値があるのか。  
**答** 価値があると考え、有料化することで、大切にしていきたいという意識を醸成したい。

※不登校児童生徒の復学のため、通級しながら支援する施設。



山榎窩歴史交流館